

湖西市産業部文化観光課郵便入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市契約規則（昭和57年7月1日規則第16号）及び湖西市建設工事競争契約入札心得（以下「湖西市契約規則等」という。）に定めるもののほか、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札は、文化観光課が扱う委託契約に係る競争入札を対象とする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、湖西市契約規則に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて行うものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書等を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は1回とする。

(入札書の郵送方法)

第5条 郵便入札の入札参加者は、入札書を入札書到達期限までに一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で市長あてに送付しなければならない。

2 前号の規定による郵送には外封筒と内封筒を用いる。入札書は市指定の入札書様式を使用し、内封筒に封かんの上、表面に入札番号と件名を明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び名称又は氏名を記載する。

(到達期限)

第6条 郵送の到達期限は入札期間最終日の午後5時までとする。

(入札書の保管等)

第7条 入札書が到達したときは、開札日時まで厳重に保管する。到達した入札書は、撤回又は差し替えをすることができない。

(無効の入札)

第8条 以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 書留、簡易書留以外の方法で郵送した入札
- (2) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

(開札)

第9条 あらかじめ定めた日時、場所において行うものとし、入札事務に関係のない別の課の職員を立ち合わせる。なお、郵便入札による参加者が出席を希望するときは出席させるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1. この要領は、令和6年5月13日から施行する。

入 札 書

1. 入札番号 湖契産文第一〇号

2. 件 名 ○○○○○○○○○○○

上記の業務を湖西市委託業務等競争入札心得承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○

(消費税抜きの金額を記載すること)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(入札日を記載)

発注者 湖西市長 影山 剛士 様

住所又は所在地

入札者 名称又は氏名

印

代 表 者

(委任状が出ている場合 代理人 氏名

印)

入札用封筒作成方法

表面

(長3封筒)

宛 名	湖西市長 影山 剛士 様
入札番号	湖 契 産 文 第 一 〇 号
(見積りの場合には見積番号)	
件 名	oooooooo
入札書在中	
令和 年 月 日	

裏面

(印)	(印)	(印)
住所又は所在地		
名称又は氏名		
代表者		